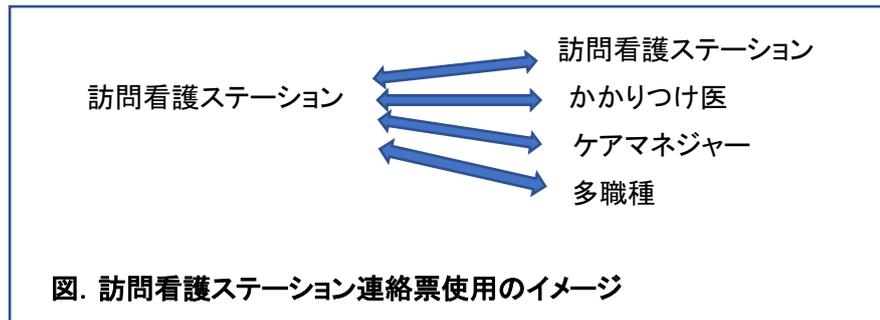


訪問看護ステーション連絡票 運用ルール

目的:地域住民が、安心して在宅生活を送るために、医療と介護の関係機関の連携が必要です。
島根県訪問看護ステーション協会松江支部では、医療と介護の関係者が、日頃からお互いの情報交換を円滑に行い、効率的・効果的に連携推進することを目的に「訪問看護ステーション連絡票」を作成しました。

利用者: 松江市内訪問看護ステーション及び連携関係機関



活用方法とルール:

- ・この様式を使用し連絡を取る場合は、予め連絡して了解を得るか医療機関の担当部署、医療ソーシャルワーカー(MSW)看護師、受付窓口などを通じて、依頼を行うなどの配慮が必要。
- ・訪問看護ステーションと医療・介護の関係機関との速やかな対応が必要な場合、相手と確実に連携を行う(口頭、電話利用など)。このシートは、速やかな連携方法に代用するシートではない。
- ・この用紙1枚で、全てが済むわけではなく、情報交換する内容により、電話や面談など最も適切な手段を選んだり、併用したりする必要がある。
- ・訪問看護ステーションとの連絡調整について、このシートを使用しなくてもいけないものではなく、日頃の連携業務が円滑にできる道具とし、自由に使えるシートとする。
- ・個人情報保護の観点から、個人を特定するような内容については、誤送信など細心の注意を払い、関係法令に基づき適正にとり扱うものとする。
- ・使用方法
 - ①各シートの記入は、手書き・パソコン入力どれでも可
 - ②各シートのやり取りは、郵送、持参、FAX、メールの場合は、誤送信の危険があるので、十分留意すること。

運用開始時期: 運用は、令和2年12月16日より開始する。

令和2年12月11日 作成

島根県訪問看護ステーション松江支部
松江市在宅医療・介護連携支援センター